

「安全計画」に足すもの：この内容も YouTube でお話しします。

1) 不審者訓練：いわゆる「不審者」だけでなく、離婚調停中またはそれ以前の保護者がすっと入ってきて、「うちの子を渡せ」と言ってきた。(数か月に一度)

2) 子どもがさまざまな状況で異常な状態になった場合の対応 (1～2か月に一度)

例：園庭で倒れている (原因はわからない。意識がある／ない)

食事中に苦しみ始めた (食物アレルギーの診断は今のところない)

以上児がクラスで活動中に急に動かなくなった

0歳、1歳児が午睡中、呼吸がない、意識がない (ようだ)

散歩中、子どもが倒れた

★このページの「安全」の1-2にある「緊急対応時の流れ」を、いろいろな状況で訓練する (心肺蘇生開始までの流れが特に重要)。原因を考えるのではなく、子どもの状態に最適な対応をできるよう練習する (練習は「その通りにする劇」ではない=「安全」の1-1に書いてあります)。

3) 園長がいなくても、主任／副園長がいなくても対応できるよう (※)『保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック』(※※)の冒頭にある「緊急時役割分担表」を作り、実際、2)の訓練の時に実施する (いないことになっている人は絶対に口を出さない)。

※その場にはいない人は、その場の状態を軽めに考える傾向があるため、その場にはいない園長に「指示を仰ぐ」は危険。それ以前に、その場にはいない園長と「連絡をとる」ために時間がかかり、救急対応等が遅れた場合は…?

※※内閣府の安全ガイドライン (2016年)の資料にも添付されているもの。使い方はガイドラインに載っていないので本書参照。